

「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の概要

令和 5 年 11 月
消費者庁消費者制度課

趣 旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第63号)の施行に伴い、並びに、消費者契約法（平成12年法律第61号。以下「契約法」という。）及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「特例法」という。）の規定に基づき、以下の所要の措置を講ずるもの。

概 要

1. 適格消費者団体である旨等の公衆の閲覧の方法の追加

契約法第16条第 2 項並びに特例法第74条第 2 項及び第101条第 2 項の規定に基づく公衆の閲覧の方法を規定することとする。

（消費者契約法施行規則（平成19年内閣府令第17号。以下「契約法施行規則」という。）第11条、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成27年内閣府令第62号。以下「特例法施行規則」という。）第13条、第34条関係）

2. 情報提供の請求の方法の改正

契約法第40条第 1 項、特例法第97条第 1 項の規定に基づく情報提供の請求の方法を改正することとする。

（契約法施行規則第30条、特例法施行規則第26条関係）

以上